

埼玉県報



埼玉県発行

目次

条例

○知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (都市整備総務課)

○埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例 (開発指導課)

規則

○埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る告示 (中央創造)

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示 (西部創造)

○特定非営利活動法人の設立に係る告示 (〃)

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示 (東部創造)

○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(埼玉県) (水環境課)

○化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準 (〃)

○大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 (商業支援課)

○大規模小売店舗(既存店)の変更に係る公示 (〃)

○大規模小売店舗の変更に係る公示 (〃)

○高坂土地改良区の役員就任届 (東松山農林)

○測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)

○都市計画事業の事業認可 (道路街路課)

○入間都市計画用途地域の変更の案の縦覧 (都市計画課)

○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課)

〃 (〃)

○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 二四
〃 (〃) 二四
〃 (〃) 二四
〃 (東松山県土) 二四
○一般国道百四十号の区域の変更 (秩父県土) 二四

雑報

○建築基準法第九十四条第三項の規定に基づく公開口頭審査の開催 (建築指導課) 二五
正誤 (建築指導課) 二五
○埼玉県告示第八百七十三号中訂正 (社会福祉課) 二五
○埼玉県告示第四百十六号中訂正 (森づくり課) 二五

条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十九年六月二十二日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第三十九号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成十一年埼玉県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第三十四項第一号事務の欄中「第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ハ及び第十六号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ハ及び第十六号ニ」に改め、同項第二号事務の欄中「第二十条の二第十三項」に、「第三十八条の四第二十項」を「第三十八条の四第二十二項」に改め、同項第五号事務の欄中「第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニ並びに第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ハ及び第十六号ニ並びに第六十二条の三第四項第十五号ハ及び第十六号ニ」に改める。

別表第五十八項第一号事務の欄2及び同項第七号事務の欄1中「第三十四条第九号」を「第三十四条第十三号」に改める。

附則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九号)の施行の日から施行する。ただし、別表第五十八項の改正規定は、平成十九年十一月三十日から施行する。

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年六月二十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第四十号

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する

条例

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「同項第四号」を「法第三十三条第六項」に改める。

第三条第一項ただし書中「第三十四条第九号」を「第三十四条第十三号」に改める。

第四条の見出し及び同条第一項並びに第五条第一項中「第三十四条第八号の三」を「第三十四条第十一号」に改める。

第六条の見出し及び同条第一項中「第三十四条第八号の四」を「第三十四条第十二号」に改める。

附則

この条例は、平成十九年十一月三十日から施行する。

規則

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月二十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十八号

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則(平成十五年埼玉県規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第三十四条第十号」を「第三十四条第十四号」に改める。

第三条第一項第四号を次のように改める。

四 当該申出に係る予定建築物の用途が次に掲げるもののいずれかであること。

- イ 流通業務施設
- ロ 工業施設
- ハ 商業施設であつて次に掲げる用途のいずれかに該当するもの(当該用途に供する部分の床面積の合計が一万平方米以下のものに限る。)

- (1) 小売業の店舗(大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第二条第一項に規定する店舗面積の合計が三千平方メートル未満のものに限る。(3)において同じ。)
- (2) 飲食店
- (3) 小売業の店舗及び飲食店の用途のみを併せ有する施設

附則

この規則は、平成十九年十一月三十日から施行する。

告示

埼玉県告示第六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあつた日から二月間、総務部

NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年六月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあつた年月日

平成十九年六月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉県腎臓病患者友の会

三 代表者の氏名

西宮 伸治

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市中央区下落合二丁目九番地三メゾンパピヨン一〇一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、腎臓病に関する正しい知識の普及及び社会啓発ならびに腎臓病患者・家族の医療と生活の権利を守り、真の社会保障制度の確立を目指すとともに自立と社会参加の促進を図り、もって国民の保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年六月二十二日
埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年六月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人いきいき市民連絡会

三 代表者の氏名

三尾 亀野

四 主たる事務所の所在地

埼玉県坂戸市末広町十七番一号第三柳沢コーポ百二号室

五 定款に記載された目的

この法人は、坂戸市内を中心として広く地域社会において高齢者及び障害者が自立して生き生きと生活できるよう憩いの場を提供し、介護予防の生活を支援することを目的とする。

埼玉県告示第七八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により

公告する。
なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年六月二十二日
埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年六月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スリーケイ総合研究所

三 代表者の氏名

中島 誠

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市大字小室字蔵塚五百番地九

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者に対し、ふれあいと健やかな生活を提供し、誰もが豊に暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。
なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年六月二十二日
埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年六月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人レッツアサカサッカークラブ

三 代表者の氏名

黒川 隆博

四 主たる事務所の所在地

埼玉県入間郡三芳町みよし台十一番地十一サンピュアみよし台二百一

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちに対してサッカーを教え、練習や各種大会、レクリエーションを通してスポーツの振興、子どもたちの健全育成を図ることを目的とする。

埼玉県告示第十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年六月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

- 一 申請のあった年月日
平成十九年六月十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人さわやか福祉の会きらりびとみやしろ
- 三 代表者の氏名
井上 恵美
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県南埼玉郡宮代町川端三丁目八番二十五号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、市民が安心して過ごせる地域社会を実現するために、利用する側の視点に立った地域福祉サービス活動を行い、もって住民の福祉及び保健の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第十号

水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第四条の三第一項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を定めたので、その内容を次のとおり公告する。

平成十九年六月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(埼玉県)

この総量削減計画は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第四条の三第一項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第二第一号イに掲げる区域について、平成十八年十一月二十一日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(東京湾)に定

められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

一 削減の目標

上記の基本方針に基づき、平成二十一年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は次のとおりとする。

- (一) 化学的酸素要求量について
- 表一 発生源別の削減目標量

削減目標量(トン/日)	生活排水	産業排水	その他	合計
(参考)平成十六年度における量(トン/日)	五一	一六	六	七三
	五八	一七	六	八一

- (二) 窒素含有量について
- 表二 発生源別の削減目標量

削減目標量(トン/日)	生活排水	産業排水	その他	合計
(参考)平成十六年度における量(トン/日)	四〇	六	一三	五九
	四一	六	一四	六一

- (三) りん含有量について
- 表三 発生源別の削減目標量

削減目標量(トン/日)	生活排水	産業排水	その他	合計
(参考)平成十六年度における量(トン/日)	二・六	〇・五	〇・七	三・八
	二・八	〇・五	〇・八	四・一

二 削減目標量の達成のための方途

- (一) 生活排水対策

東京湾の汚濁負荷量の削減を図るためには、工場・事業場排水はもとより、汚濁負荷割合の大きい生活排水を効率的に処理することが必要である。

このため、市町村等と協力しながら、下水道の整備の一層の促進を図るほか、地域の実情に応じ、合併処理浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備を促進するとともに、排水処理の高度化の促進並びに適正な維持管理の徹底等の生活排水対策を計画的に推進することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

ア 下水道の整備等

下水道事業は、荒川左岸南部流域下水道等の流域下水道及び市町村等の公共下水道によって進められている。

下水道の整備については、社会資本整備重点計画との整合を図り、整備を促進させるものである。

平成十六年度末においては、六十七市町で下水道が整備され、その処理人口は約四百五十三万八千人であったが、平成二十一年度末には、六十二市町で、その処理人口を五百万九千人とするよう努めるものとする。

なお、下水道整備に係る行政人口及び処理人口は、表四のとおりとする。

また、合流式下水道からの未処理下水の流出防止対策を進め、下水道終末処理場については、維持管理の徹底等により排水水質の安定及び向上に努めるとともに、窒素及びりん除去を目的とした高度処理の導入の推進を図るものとする。

表四 下水道整備計画

年度	二十一
行政人口(千人)	六、七二三
処理人口(千人)	五、〇〇九(うち高度処理に係る人口は、四八五)

イ その他の生活排水処理施設の整備

浄化槽については、地域の実情に応じ、既設の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の促進を図るものとする。

また、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備事業の活用等により、計画的な整備を促進するものとする。

なお、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)及び浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)等に基づき、その適正な設置並びに維持管理の徹底

を図ることにより、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

農業集落排水施設については、平成十六年度末において、二十二市町八十三地区で設置されており、平成二十一年度末には、二十四市町百四地区で設置されるよう、整備、促進を図るものとする。

コミュニティ・プラントについては、平成十六年度末において、四市町村七施設があり、施設の維持管理の徹底により、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

し尿処理施設については、市町村の一般廃棄物処理計画に基づく整備を促進するとともに、処理施設の維持管理の徹底及び高度処理の導入により、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

(二) 産業排水対策

ア 総量規制基準の設定

指定地域内事業場については、汚濁負荷量の削減のために採られた取組とその難易度、原材料等の使用の実態、排水処理技術水準の動向、費用対効果等を考慮し、公平性の確保に努めながら適切な総量規制基準を定めるものとする。この総量規制基準の遵守を徹底することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

新・増設の施設については、既設の施設に比べ、より高度な技術の導入が可能であることに鑑み、特別の総量規制基準を設定し、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

総量規制基準の算定に係る化学的酸素要求量の濃度については、環境大臣が定めた「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成十八年環境省告示第百三十四号)により定めるものとする。窒素含有量の濃度については、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成十八年環境省告示第百三十五号)により定めるものとする。りん含有量については、「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成十八年環境省告示第百三十六号)により定めるものとする。それぞれの濃度については、一部の業種等について、排水量等により区分し、業種等の実態を考慮して適切に設定するものとする。

イ 総量規制基準が適用されない工場・事業場等に対する対策

総量規制基準が適用されない工場・事業場のうち、「水質汚濁防止法第三

条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例」(昭和四十六年埼玉県条例第六十一号)及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成十三年埼玉県条例第五十七号)の排水規制の対象となつてゐるものについては、立入検査等を行い、排水処理施設の維持管理の徹底等により汚濁負荷量の削減についての指導等を行う。

その他の事業場等については、排出水の特性等について、その実態把握に努め、適正な排水処理、その他汚濁負荷量の削減のために必要な措置をとるよう指導等を行うものとする。

(三) その他の汚濁発生源に係る対策

その他の汚濁発生源については、地域における発生特性を踏まえきめ細かな対策を講ずるとともに、発生源が多岐にわたることから汚濁負荷の実態に応じた削減努力を促し、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

ア 農地からの負荷削減対策

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第百十号)等に基づき、肥料の施用量の低減を図ること等により、農地に由来する汚濁負荷量の削減を図るものとする。

イ 畜産排水対策

畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成十一年法律第百十二号)等に基づき、家畜排せつ物の適正な処理を推進すること等により、家畜排せつ物に由来する汚濁負荷量の削減を図るものとする。

ウ 養殖漁場の改善

養殖漁場の環境改善を図るため、持続的養殖生産確保法(平成十一年法律第五十一号)等に基づき、給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼餌料の使用の促進等により、養殖漁場の環境管理の適正化を推進するとともに、漁場内の水質及び底質の改善を図るため、地域の実情に応じて適切な措置を講ずるものとする。

(四) 教育、啓発等

水質総量規制をより効果的に推進するには、関係市町村、事業者及び県民の理解と協力が必要である。このため、総量規制の趣旨及び内容について、自治体の広報紙やホームページ等により、正しい理解を求め、協力体制の強化を図ることにより、汚濁負荷量の削減に努めるものとする。

事業者に対しては、研修会等を通じ、本計画の趣旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守はもとより、汚濁負荷量の削減のための努力と協力を要請するものとする。

県民に対しては、水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、市町村と協力し、家庭でできる雑排水対策についての啓発、普及を行う。さらに、一般ごみの不法投棄の防止などに努めるよう啓発等を行う。

また、児童、生徒に対しては、学校教育の中で水質保全に対する正しい知識が得られるよう、水質保全意識の普及、啓発に努めるものとする。

(五) その他の汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

ア 河川環境の改善

底質汚泥が河川の水質汚濁に影響していると認められる水域については、計画的にしゅんせつを行うものとする。

また、河川の水質汚濁が著しいと認められる水域については、必要に応じ河川直接浄化施設の整備や河川の流量確保等の河川環境の改善を行うものとする。

イ 監視体制の整備

公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の削減状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、公共用水域の水質監視、指定地域内事業場に対する立入検査の実施及びその他の発生源に対する指導等、効果的な監視体制の充実を図るものとする。

ウ 調査研究の推進

本計画の目標を達成するため、排水処理技術の調査研究及び普及に努めるものとする。

エ 中小企業の助成措置等

中小企業者の排水処理施設の設置、改善等に対する資金の助成及び技術指導に努め、水質汚濁防止施設の整備を促進するものとする。

埼玉県告示第千十二号

水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号。以下「法」という。)第四条の五第一項及び第二項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を次のように定め、平成十九年九月一日(以下「施行日」

という。）から施行する。ただし、施行日において現に設置されている工場又は事業場（施行日前までに法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含む。以下「既設工場等」という。）に係る特定排水水（施行日以後に特定施設を新たに設置し、又は特定施設の構造等を変更するために法第五条又は第七条の規定による届出をした既設工場等に係る特定排水水のうち、当該設置又は変更によって増加したものを除く。）の化学的酸素要求量、窒素含有量又はりん含有量に係るCc、Cco、Cci、Ccj、Cn、Cno、Cni、Cp、Cpo又はCpiの値に係る業種の区分及びその区分ごとの値の適用については、平成二十一年三月三十一日までの間、なお従前の例による。

平成十四年埼玉県告示第千三百三十二号（化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準について）は、平成十九年八月三十一日限り、廃止する。

平成十九年六月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 適用する地域

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第二第一号イに掲げる区域

二 適用する工場又は事業場

法第二条第五項に規定する特定事業場で、一日当たりの平均的な排水の量が五十立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）

三 総量規制基準

(一) 化学的酸素要求量

化学的酸素要求量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

指定地域内事業場の区分	総量規制基準
昭和五十五年七月一日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含む、次項に掲げるものを除く。）	$Lc=Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
昭和五十五年七月一日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場	

（工場又は事業場で、同日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後法第五条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場（次の各項に掲げるものを除く。）

水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和五十六年政令第百二十七号。以下「昭和五十六年改正政令」という。）の施行により昭和五十七年七月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和五十六年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含む、次項に掲げるものを除く。）

昭和五十六年改正政令の施行により昭和五十七年七月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和五十六年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和五十六年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを除く。）

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和五十七年政令第百五十七号。以下「昭和五十七年改正政令」という。）の施行により昭和五十八年一月一日前に新たに指定地域内事業場となった事業場（昭和五十七年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった事業場のうち、同日前に法

五	四	三	
$Lc=Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$	$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$	$Lc=Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$	$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$

<p>八</p> <p>昭和三十二年改正政令の施行により平成元年四月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和三十二年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされたもの及び昭和三十二年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを除く。）</p> $Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$	<p>七</p> <p>昭和三十二年改正政令の施行により平成元年四月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和三十二年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含む、次項に掲げるものを除く。）</p> $Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$	<p>六</p> <p>昭和三十七年改正政令の施行により昭和三十八年一月一日前に新たに指定地域内事業場となった事業場（昭和三十七年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった事業場のうち、同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和三十七年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった事業場（同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを除く。）</p> <p>水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和三十二年政令第二百五十二号。以下「昭和三十二年改正政令」という。）の施行により平成元年四月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和三十二年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを除く。）</p> $Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
---	---	---

<p>十四</p> <p>平成九年廃掃法改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成</p>	<p>十三</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号。以下「平成九年廃掃法改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p> $Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$	<p>十二</p> <p>平成三年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成三年十月一日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p> $Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$	<p>十一</p> <p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成三年政令第二百四十号。以下「平成三年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p> $Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$	<p>十</p> <p>平成二年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（平成三年四月一日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成二年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを除く。）</p> $Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$	<p>九</p> <p>水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成二年政令第二百六十六号。以下「平成二年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（平成三年四月一日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされたものを含む、次項に掲げるものを除く。）</p> $Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
--	---	---	--	--	--

十九	<p>平成十三年改正政令の施行により新たに指定地域となつた工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)</p>	<p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成十三年政令第二百一十号。以下「平成十三年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)</p>	<p>平成十一年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場のうち、平成十二年三月十五日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十一年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場</p>	<p>平成十一年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場のうち、平成十二年三月十五日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十一年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場</p>	<p>平成十一年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場のうち、平成十二年三月十五日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十一年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場</p>	<p>平成十一年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場のうち、平成十二年三月十五日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十一年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場</p>
<p>平成十三年改正政令の施行により新たに指定地域となつた工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)</p>	<p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成十三年政令第二百一十号。以下「平成十三年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)</p>	<p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成十一年改正政令第二百一十号。以下「平成十一年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)</p>	<p>平成十一年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場のうち、平成十二年三月十五日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十一年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場</p>	<p>平成十一年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場のうち、平成十二年三月十五日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十一年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場</p>	<p>平成十一年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場のうち、平成十二年三月十五日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十一年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場</p>	<p>平成十一年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場のうち、平成十二年三月十五日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十一年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場</p>
$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$

(二) 窒素含有量
窒素含有量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

<p>備考 この表に掲げる式において、Lc、Cc、Qc、Cc_j、Cc_i、Cc_o、Qc_j及びQc_oは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>Lc 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)</p> <p>Cc 別表第一化学的酸素要求量の欄(1)に掲げる数値(単位 リットルにつきミリグラム)</p> <p>Qc 特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)</p> <p>Cc_j 別表第一化学的酸素要求量の欄(3)に掲げる数値(単位 リットルにつきミリグラム)</p> <p>Cc_i 別表第一化学的酸素要求量の欄(2)に掲げる数値(単位 リットルにつきミリグラム)</p> <p>Cc_o Ccと同じ値(単位 リットルにつきミリグラム)</p> <p>Qc_j 平成三年七月一日(十二の項)にあつては同年十月一日、十四及び十六の項にあつては平成十年七月二十九日、十八の項にあつては平成十二年三月十五日、二十の項にあつては平成十三年八月一日)以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合)にあつては、特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)</p> <p>Qc_i 昭和五十五年七月一日(四の項)にあつては昭和五十七年七月一日、六の項にあつては昭和五十八年一月一日、八の項にあつては昭和六十二年十月一日、十の項にあつては平成三年四月一日)から平成三年七月一日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合)にあつては、特定排出水の量(Qc_jを除く。)(単位 一日につき立方メートル)</p> <p>Qc_o 特定排出水の量(Qc_j及びQc_iを除く。)(単位 一日につき立方メートル)</p>	<p>二十 内事業場となつた工場又は事業場のうち、平成十三年八月一日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場</p> $Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
--	---

	指定地域内事業場の区分			
	一	平成十四年十月一日前に設置されている指定地域内事業場(同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。)	二	平成十四年十月一日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場(工場又は事業場で、同日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。)及び同日以後法第五条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場
備考	この表に掲げる式において、Ln、Cn、Qn、Cni、Cno、Qni及びQnoは、それぞれ次の値を表すものとする。			
Ln	排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)			
Cn	別表第二室素含有量の欄(1)に掲げる数値(単位 リットルにつきミリグラム)			
Qn	特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)			
Cni	別表第二室素含有量の欄(2)に掲げる数値(単位 リットルにつきミリグラム)			
Qni	Cnと同じ値(単位 リットルにつきミリグラム)			
Cno	平成十四年十月一日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合)は、特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)			
Qno	特定排出水の量(Qniを除く。)(単位 一日につき立方メートル)			
Ln=	$(Cni \cdot Qni + Cno \cdot Qno) \times 10^{-3}$			
Ln=Cn	$\cdot Qn \times 10^{-3}$			

(三) りん含有量
りん含有量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

	指定地域内事業場の区分			
	一	平成十四年十月一日前に設置されている指定地域内事業場(同日前に法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。)	二	平成十四年十月一日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場(工場又は事業場で、同日以後法第五条又は第七条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。)及び同日以後法第五条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場
備考	この表に掲げる式において、Lp、Cp、Qp、Cpi、Cpo、Qpi及びQpoは、それぞれ次の値を表すものとする。			
Lp	排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)			
Cp	別表第三りん含有量の欄(1)に掲げる数値(単位 リットルにつきミリグラム)			
Qp	特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)			
Cpi	別表第三りん含有量の欄(2)に掲げる数値(単位 リットルにつきミリグラム)			
Qpi	Cpと同じ値(単位 リットルにつきミリグラム)			
Cpo	平成十四年十月一日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合)は、特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)			
Qpo	特定排出水の量(Qpiを除く。)(単位 一日につき立方メートル)			
Lp=	$(Cpi \cdot Qpi + Cpo \cdot Qpo) \times 10^{-3}$			
Lp=Cp	$\cdot Qp \times 10^{-3}$			

別表第一

業種その他の区分	(1)	(2)	(3)	備考
二 畜産農業	八〇	七〇	七〇	
三 天然ガス鉱業	六〇	六〇	六〇	
四 非金属鉱業	二〇	二〇	二〇	
五 肉製品製造業	四〇	四〇	四〇	
六 乳製品製造業	三〇	三〇	三〇	
七 畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く)	四〇	四〇	三〇	
八 水産信託・瓶詰製造業	八〇	八〇	八〇	
九 寒天製造業	三〇	三〇	二〇	
一〇 魚肉・ハム・ソーセージ製造業	三〇	三〇	二〇	
一一 水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く)	四〇	四〇	三〇	
一二 冷凍水産物製造業	四〇	四〇	三〇	
一三 冷凍水産食品製造業	四〇	四〇	三〇	
一四 水産食料品製造業(八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む)	四〇	四〇	三〇	
一五 野菜信託・果実信託・農産保存食料品製造業	三〇	三〇	三〇	
一六 野菜漬物製造業	四〇	四〇	三〇	
一七 味噌製造業	七〇	七〇	三〇	
一八 しょう油・食用アミノ酸製造業	七〇	七〇	四〇	
一九 うま味調味料製造業	二〇	二〇	二〇	
二〇 ソース製造業	三〇	三〇	三〇	
二一 食酢製造業	四〇	四〇	三〇	
二二 砂糖精製業	五〇	五〇	三〇	
二三 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	五〇	五〇	三〇	
二四 小麦粉製造業	三〇	三〇	三〇	
二五 パン製造業	三〇	三〇	二〇	
二六 生菓子製造業	四〇	四〇	三〇	
二七 ビスケット類・干菓子製造業	四〇	四〇	四〇	
二八 米菓製造業	四〇	四〇	四〇	
二九 パン・菓子製造業(二五の項から前項までに掲げるものを除く)	四〇	四〇	三〇	
三〇 植物油製造業	三〇	三〇	三〇	
三一 動物油脂製造業	四〇	四〇	四〇	
三二 食用油脂加工業	五〇	五〇	四〇	
三三 ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	五〇	五〇	四〇	
三四 穀類でんぷん製造業	三〇	三〇	三〇	
三五 めん類製造業	三〇	三〇	三〇	
三七 豆腐・油揚げ製造業	六〇	六〇	四〇	
三八 あん類製造業	六〇	六〇	四〇	
三九 冷凍調理食品製造業	三〇	三〇	三〇	
四〇 その他(惣)菜製造業のうち番豆の製造に係るもの	三〇	三〇	三〇	
四一 清涼飲料製造業	二〇	二〇	二〇	
四二 果実酒製造業	三〇	三〇	三〇	
四三 ビール製造業	三〇	三〇	三〇	
四四 清酒製造業	四〇	四〇	三〇	

四五 蒸留酒・混成酒製造業	三〇	三〇	二〇	
四六 インスタントコーヒー製造業	二〇	二〇	二〇	
四七 配合飼料製造業	二〇	二〇	二〇	
四八 単体飼料製造業	二〇	二〇	二〇	
四九 有機質肥料製造業	二〇	二〇	二〇	
五〇 たばこ製造業	三〇	三〇	二〇	
五一 生糸製造業(前糸系精練業を含む)	三〇	三〇	二〇	
五二 繊維工業(五一の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ)で整毛工程に係るもの	七五	七五	七〇	
五三 繊維工業で麻製織工程に係るもの	九〇	九〇	九〇	
五四 繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルク加工、加七の他、のり抜き、染色整理工程)に付帯加工処理工程(という)を含むものに係るもの	四〇	四〇	三〇	
五五 繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程に付帯加工処理工程を含む)に係るもの(前項に掲げるものを除く)	一〇〇	一〇〇	八〇	
五六 繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程に付帯加工処理工程を含む)に係るもの	九〇	九〇	九〇	
五七 繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程に付帯加工処理工程を含む)に係るもの	九〇	九〇	八〇	
五八 繊維工業で織物染色整理工程(染色整理工程に付帯加工処理工程を含む)に係るもの	九〇	九〇	八〇	
五九 繊維工業で織物染色整理工程(染色整理工程に付帯加工処理工程を含む)に係るもの	九〇	九〇	八〇	
六〇 繊維工業で織物染色整理工程(染色整理工程に付帯加工処理工程を含む)に係るもの	九〇	九〇	八〇	
六一 繊維工業で織物染色整理工程(染色整理工程に付帯加工処理工程を含む)に係るもの	九〇	九〇	八〇	
六二 繊維工業で織物染色整理工程(染色整理工程に付帯加工処理工程を含む)に係るもの	九〇	九〇	八〇	
六三 繊維工業で織物染色整理工程(染色整理工程に付帯加工処理工程を含む)に係るもの	九〇	九〇	八〇	
六四 繊維工業で織物染色整理工程(染色整理工程に付帯加工処理工程を含む)に係るもの	九〇	九〇	八〇	
六五 繊維工業で織物染色整理工程(染色整理工程に付帯加工処理工程を含む)に係るもの	九〇	九〇	八〇	
六六 繊維工業で織物染色整理工程(染色整理工程に付帯加工処理工程を含む)に係るもの	九〇	九〇	八〇	
六七 繊維工業で織物染色整理工程(染色整理工程に付帯加工処理工程を含む)に係るもの	九〇	九〇	八〇	
六八 繊維工業(五五の項から前項までに掲げるものを除く)	三〇	三〇	三〇	
六九 一般製材又は木材チップ製造業	四〇	四〇	四〇	
七〇 合板製造業(集成材製造業を含む)又はパーティクルボード製造業	三〇	三〇	三〇	
七一 木材薬品処理業	二〇	二〇	二〇	
七二 木材薬品処理業	二〇	二〇	二〇	
七三 木材薬品処理業	二〇	二〇	二〇	
七四 木材薬品処理業	二〇	二〇	二〇	
七五 木材薬品処理業	二〇	二〇	二〇	
七六 パルプ製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	七〇	七〇	六〇	
七七 パルプ製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	六〇	六〇	六〇	
七八 パルプ製造業又は板紙製造業でグラフトパルプ製造工程、リフアイナパルプ製造工程に係るもの	五〇	五〇	五〇	
七九 パルプ製造業又は板紙製造業で未さらしセキミカルパルプ製造工程又は未さらしセキミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く)	七〇	七〇	七〇	
八〇 パルプ製造業又は板紙製造業で未さらしセキミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセキミカルパルプ製造工程に係るもの)に係るもの	八〇	八〇	八〇	
八二 パルプ製造業又は板紙製造業で未さらしセキミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセキミカルパルプ製造工程に係るもの)に係るもの	七〇	七〇	七〇	
八三 パルプ製造業又は板紙製造業で未さらしセキミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセキミカルパルプ製造工程に係るもの)に係るもの	七〇	七〇	七〇	
八四 パルプ製造業又は板紙製造業で未さらしセキミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセキミカルパルプ製造工程に係るもの)に係るもの	七〇	七〇	七〇	
八五 パルプ製造業又は板紙製造業で未さらしセキミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセキミカルパルプ製造工程に係るもの)に係るもの	七〇	七〇	七〇	
八六 パルプ製造業又は板紙製造業で未さらしセキミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセキミカルパルプ製造工程に係るもの)に係るもの	七〇	七〇	七〇	
八七 パルプ製造業又は板紙製造業で未さらしセキミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセキミカルパルプ製造工程に係るもの)に係るもの	七〇	七〇	七〇	
八八 パルプ製造業又は板紙製造業で未さらしセキミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセキミカルパルプ製造工程に係るもの)に係るもの	七〇	七〇	七〇	
八九 パルプ製造業又は板紙製造業で未さらしセキミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセキミカルパルプ製造工程に係るもの)に係るもの	七〇	七〇	七〇	
九〇 パルプ製造業又は板紙製造業で未さらしセキミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセキミカルパルプ製造工程に係るもの)に係るもの	七〇	七〇	七〇	

八四	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙(前工程の離解工程を含む)に係るもの	九〇	九〇	八〇	
八五	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	一〇〇	一〇〇	七〇	
八六	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラブドパルプ、リフアイナグランドパルプ又はグラブドパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグラブドパルプ、リフアイナグランドパルプ又はグラブドパルプ製造工程に係るもの)に係るもの	五〇	四〇	四〇	
八七	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く)	三〇	二〇	二〇	
八八	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	四〇	四〇	四〇	
八九	機械すき紙製造業 一 日平均排水量一、〇〇〇立方メートル未満の工場 二 日平均排水量一、〇〇〇立方メートル以上の工場	七〇	七〇	七〇	パルプ製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、六〇とする。
九〇	手すき紙製造業	九〇	九〇	八〇	
九一	塗工紙製造業	二〇	二〇	二〇	
九二	二段ボール製造業	三〇	三〇	三〇	
九三	重包装紙製造業	七〇	七〇	七〇	
九四	セロファン製造業	二五	二五	一五	
九五	乾式法による繊維板製造業	四〇	四〇	四〇	
九六	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く)	八〇	八〇	六〇	
九七	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(七六の項から前項までに掲げるものを除く)	三〇	三〇	三〇	
一〇〇	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む)	五〇	五〇	五〇	
一〇一	製版業	三〇	三〇	三〇	
一〇二	窒素質、りん酸肥料製造業	三〇	三〇	三〇	
一〇三	複合肥料製造業	三〇	三〇	三〇	
一〇四	化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く)	二〇	二〇	二〇	
一〇五	ソーダ工業	二〇	二〇	二〇	
一〇六	電炉工業	二〇	二〇	二〇	
一〇七	無機顔料製造業	二〇	二〇	二〇	
一〇八	無機化学工業製品製造業(一〇五の項から前項までに掲げるものを除く)	二〇	二〇	二〇	
一〇九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	六〇	六〇	四〇	
一一〇	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物、合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	五〇	五〇	三〇	
一一一	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	三〇	二〇	二〇	
一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	四〇	四〇	四〇	
一一三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物製造工程)	五〇	五〇	五〇	

一四三	写真感光材料製造業	一〇	一〇	一〇	
一四二	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む)	二〇	二〇	二〇	
一四一	化粧品・歯粉・その他化粧品用調整品製造業	三〇	三〇	三〇	
一四〇	化粧品・歯粉・その他化粧品用調整品製造業(命項に掲げるものを除く)	三〇	三〇	三〇	
一三九	香料製造業(命項に掲げるものを除く)	三〇	三〇	三〇	
一三八	合成香料製造業	二〇	二〇	二〇	
一三七	農薬製造業	三〇	三〇	三〇	
一三六	火薬類製造業	二〇	二〇	二〇	
一三五	動物用医薬品製造業	六〇	六〇	五〇	
一三四	生薬・漢方製剤製造業	二〇	二〇	二〇	
一三三	生物学的製剤製造業	三〇	三〇	三〇	
一三二	医薬品製剤製造業	七〇	七〇	六〇	
一三一	医薬品原薬・製剤製造業	四〇	四〇	四〇	
一三〇	印刷インキ製造業	四〇	四〇	三〇	
一二九	塗料製造業	四〇	四〇	四〇	
一二八	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く)	四〇	四〇	四〇	
一二七	石けん・合成洗剤製造業	一〇	一〇	一〇	
一二六	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	四〇	四〇	三〇	
一二五	合成繊維製造業	三〇	三〇	二〇	
一二四	レイヨン・アセテート製造業のうちレイヨンの製造に係るもの	三〇	三〇	三〇	
一二三	レイヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	五〇	五〇	五〇	
一二二	有機化学工業製品製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く)	五〇	五〇	五〇	
一二一	合成ゴム製造業	四〇	四〇	四〇	
一一〇	プラスチック製造業	三〇	三〇	三〇	
一〇九	環式中間物、合成染料、有機顔料製造業	八〇	八〇	三〇	
一〇八	コールドロール製品製造業	二〇	二〇	二〇	
一〇七	鋳造工業	三〇	三〇	三〇	
一〇六	メタン誘導品製造業	三〇	三〇	三〇	
一〇五	脂肪族系中間物製造業	六〇	六〇	五〇	
一〇四	合成染料・有機顔料製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く)	五〇	五〇	四〇	
一〇三	合成染料・有機顔料製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く)	五〇	五〇	四〇	
一〇二	合成染料・有機顔料製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く)	五〇	五〇	四〇	
一〇一	合成染料・有機顔料製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く)	五〇	五〇	四〇	
一〇〇	合成染料・有機顔料製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く)	五〇	五〇	四〇	
九九	合成染料・有機顔料製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く)	五〇	五〇	四〇	
九八	合成染料・有機顔料製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く)	五〇	五〇	四〇	
九七	合成染料・有機顔料製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く)	五〇	五〇	四〇	
九六	合成染料・有機顔料製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く)	五〇	五〇	四〇	
九五	合成染料・有機顔料製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く)	五〇	五〇	四〇	
九四	合成染料・有機顔料製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く)	五〇	五〇	四〇	
九三	合成染料・有機顔料製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く)	五〇	五〇	四〇	
九二	合成染料・有機顔料製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く)	五〇	五〇	四〇	
九一	合成染料・有機顔料製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く)	五〇	五〇	四〇	
九〇	合成染料・有機顔料製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く)	五〇	五〇	四〇	
八九	合成染料・有機顔料製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く)	五〇	五〇	四〇	
八八	合成染料・有機顔料製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く)	五〇	五〇	四〇	
八七	合成染料・有機顔料製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く)	五〇	五〇	四〇	
八六	合成染料・有機顔料製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く)	五〇	五〇	四〇	
八五	合成染料・有機顔料製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く)	五〇	五〇	四〇	
八四	合成染料・有機顔料製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く)	五〇	五〇	四〇	

一九六	鋳鉄管製造業	一・五	一	一
一九七	可鍛鋳鉄製造業	一・五	一	一
一九八	鉄粉製造業	一	一	一
一九九	鉄鋼業(一七三の項から前項までに掲げるものを除く)	一	一	一
二〇〇	非鉄金属製造業	二	一	一
二〇一	電気めっき業	五	二	一
二〇二	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く)	五・五	一	一
二〇三	一般機械器具製造業	三	一	一
二〇四	プリント回路製造業	二・五	一	一
二〇五	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む)	二	一	一
二〇六	輸送用機械器具製造業	三・五	一	一
二〇七	精密機械器具製造業	二・五	一	一
二〇八	ガス製造工場	二	一	一
二〇九	下水道業	三	二	一
二一〇	空瓶卸売業	四	二	一
二一一	共同調理場(学校給食法第五条の二に規定する施設をいう)	五	二	一
二一二	弁当仕出屋又は弁当製造業	九	二	一
二一三	飲食店	五・五	二	一
二一四	宿泊業	五	二	一
二一五	リネンサプライ業	八	二	一
二一六	洗濯業(前項に掲げるものを除く)	七	二	一
二一七	写真業(写真現像・焼付業を含む)	四	二	一
二一八	自動車整備業	二・五	二	一
二一九	病院	五	二	一
二二〇	し尿浄化槽(建築基準法施行令第三十二条第項人員が五〇人以上のものに限る)	六	二	一
二二一	し尿浄化槽(建築基準法施行令第三十二条第項人員が二〇人以上五十〇人以下のものに限る)	六	二	一
二二二	し尿浄化槽(建築基準法施行令第三十二条第項人員が二〇人以上五十〇人以下のものに限る)	六	二	一
二二三	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く)	三	二	一
二二四	ごみ処理業	二・五	二	一
二二五	廃油処理業	一・五	二	一
二二六	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く)	三	二	一

りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに従い、六・一とする。

一 溶剤めっき工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る)に従い、四・一とする。

二 アルマイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る)に従い、一七・一とする。

三 自動車・同附属品製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る)に従い、八・一とする。

四 民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る)に従い、四・五とする。

五 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四・五とする。

六 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

七 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

八 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

九 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

一〇 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

一一 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

一二 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

一三 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

一四 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

一五 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

一六 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

一七 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

一八 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

一九 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

二〇 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

二一 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

二二 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

二三 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

二四 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

二五 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

二六 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

二七 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

二八 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

二九 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

三〇 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

三一 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

三二 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

三三 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

三四 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

三五 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

三六 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

三七 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

三八 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

三九 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

四〇 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

四一 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

四二 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

四三 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

四四 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

四五 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

四六 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

四七 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

四八 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

四九 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

五〇 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

五一 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

五二 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

五三 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

五四 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

五五 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

五六 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

五七 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

五八 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

五九 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

六〇 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

六一 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

六二 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

六三 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

六四 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

六五 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

六六 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

六七 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

六八 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

六九 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

七〇 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

七一 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

七二 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

七三 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

七四 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

七五 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

七六 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

七七 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

七八 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

七九 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

八〇 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

八一 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

八二 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

八三 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

八四 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

八五 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

八六 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

八七 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

八八 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

八九 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

九〇 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

九一 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

九二 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

九三 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

九四 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

九五 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

九六 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

九七 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

九八 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

九九 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

一〇〇 含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八・一とする。

二二七	死亡獣畜取扱業	二	二	二
二二八	と畜場	九・五	二	二
二二九	中央卸売市場	四	二	二
二三〇	地方卸売市場	三	二	二
二三一	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第一条の二各号に掲げるものをい)	四・五	二	二
二三二	二二二の項から前項までに分類されないもの	六	二	二
二三三	一 指定地域内事業場のし尿又は雑排水の排出に係る施設(二二二の項及び二二三の項に係るものを除く)	二	二	二
二三四	二 上水道業又は工業用水道業(自家用工業用水道施設を含む)	二	二	二
二三五	三 自動式車両洗浄施設	三	二	二
二三六	四 一から三までに分類されないもの	八	二	二

埼玉県告示第千十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
カンセキわし宮店

北葛飾郡鷺宮町鷺宮三丁目二六番六号 外

ロ 同法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要

通勤・通学時間帯においては、特に交通安全への配慮をお願いします。
騒音・光害等により問題が生じた場合は、貴社の責任において、自主的に解決するようお願いいたします。

二 縦覧期間

平成十九年六月二十二日から平成十九年七月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県東部産業労働センター

埼玉県告示第千十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ川越店

川越市大字小仙波字雑敷九百三十八番地二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前九時から午後八時

(変更後) 二十四時間営業

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三十分から午後八時三十分

(変更後) 二十四時間

ハ 変更年月日

平成十九年六月三十日

ニ 届出年月日

平成十九年六月八日

三 縦覧期間

平成十九年六月二十二日から平成十九年十月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年六月二十二日から平成十九年十月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ川越店

川越市大字小仙波字雑敷九百三十八番地二

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 第一駐車場

第六・七駐車場

(変更後) 第一駐車場

第六・七駐車場

平面駐車場

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 第一駐車場

第六・七駐車場

(変更後) 第一駐車場

第六・七駐車場

(変更後) 第一駐車場

第六・七駐車場

位置 図面省略

収容台数 八二台

収容台数 七七台

収容台数 八二台

収容台数 七七台

収容台数 三三台

平面駐車場 位置 図面省略 二箇所
合計 六箇所

ハ 変更年月日

平成十九年六月三十日

二 届出年月日

平成十九年六月八日

二 縦覧期間

平成十九年六月二十二日から平成十九年十月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年六月二十二日から平成十九年十月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、高坂土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成十九年六月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名 氏名 住所

理事 松 崙 保 雄 東松山市大字高坂八〇二

同 松 崎 昭 三 同 同 一三七七―一

同 木 村 忠 夫 同 同 一〇〇四

理事 宇津木 博 東松山市大字高坂一〇七二―二

同 千代田 義 雄 同 早俣二八五―二

同 林 勉 同 同 四六二―一

同 雨 宮 孝 夫 同 正代七九一

同 松 本 忠 夫 同 同 八五七

同 芝 崎 浩 同 宮 鼻 一〇

同 金 松 満 同 元 宿 二―三五―五

同 長 島 成 忠 同 大 字 西 本 宿 二二〇七―一

同 野 口 光 正 同 同 一二五五

同 松 崎 勝 同 同 高 坂 八 九 七 一 一

同 高 橋 甲 治 同 同 早 俣 五 六 八 一 一

同 雨 宮 利 治 同 同 正 代 七 三 〇

二 退任

職名 氏名 住所

理事 松 崙 保 雄 東松山市大字高坂八〇二

同 松 崎 昭 三 同 同 一三七七―二

同 高 田 喜 一 同 同 一〇七〇―二

同 宇 津 木 博 同 同 一〇七二―二

同 千 代 田 義 雄 同 同 早 俣 二 八 五 一 二

同 林 勉 同 同 四 六 二 一 一

同 雨 宮 利 次 同 同 正 代 七 三 〇

同 松 本 忠 夫 同 同 八 五 七

同 芝 崎 宣 彦 同 同 宮 鼻 二 四 〇

同 金 松 満 同 同 元 宿 二―三五―五

同 細 村 昭 三 郎 同 同 大 字 西 本 宿 二 三 〇 八

同 鷺 巢 実 同 同 同 二 四 五 四 一 一

同 松 崎 昭 三 同 同 同 高 坂 八 九 七 一 一

同 高 橋 甲 治 同 同 同 早 俣 五 六 八 一 一

同 大 久 保 貞 治 同 同 同 正 代 八 一 〇

埼玉県告示第千十七号

測量計画機関の長である吉見町長新井保美から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年六月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種類

公共測量(三級公共基準点測量)

二 作業期間

平成十九年六月二十五日から平成十九年十月三十一日まで

三 作業地域

吉見町西地区

埼玉県告示第千十八号

測量計画機関の長である戸田市市長神保国男から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年六月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種類

公共測量(四級基準点設置及び境界

取付)

二 作業期間

平成十九年五月三十日から平成二十

年三月十九日まで

三 作業地域

戸田市地内

埼玉県告示第千十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年六月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・三・

十六号 田島大牧線(高砂工区)

三 事業施行期間

平成十九年六月二十二日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市浦和区岸町四丁目、高砂一丁目、二丁目地内

ロ 使用の部分

なし

埼玉県告示第千二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都

市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年六月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

和光市

二 都市計画事業の種類及び名称

和光都市計画道路事業三・五・八号

南口駅前線

三 事業施行期間

平成十九年六月二十二日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県和光市本町地内

ロ 使用の部分

なし

埼玉県告示第千二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

入間都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

入間市大字下藤沢字東台

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、入間市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成十九年六月二十二日から平成十九年七月六日まで

埼玉県告示第千二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年六月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

平成十九年六月六日

指令東整第一八〇〇二〇一号

二 検査済証番号

平成十九年六月二十二日第二十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字角山字池田八の一

部外十二筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字角山二二六
有限会社 おがわ温泉 花和樂の湯

代表取締役 新田 悟史

埼玉県告示第千二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年六月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年五月七日

指令東整第一九〇〇〇九〇号

二 検査済証番号

平成十九年六月十四日第二十二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字伊古字境外戸四九

五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町大字菅谷七二

有限会社 大上堂製パン

取締役 根岸 マサ

埼玉県告示第千二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年六月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年六月二十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の

区域を次のように変更する。

平成十九年六月八日

指令東整第一八〇〇九四一号

二 検査済証番号

平成十九年六月十四日第二十三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字下里字向山一九〇

一四、一九〇一五、一九〇四二、

一九〇四七、一九〇四八、一九〇

五一、一九〇五二、字山崎六七六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字下里一四一〇一一

有限会社 双葉螺子製作所

代表取締役 安藤 勉

埼玉県告示第千二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年六月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年六月六日

指令行整第一八〇〇七七一号

二 検査済証番号

平成十九年六月十八日第二十四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字鴻荃字北谷二〇

七五五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町鴻荃三二〇二番地一

株式会社 電硝エンジニアリング

代表取締役 住母家 岩夫

埼玉県告示第千二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年六月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十八年十二月二十六日

指令杉整第一八〇一八七〇号

二 検査済証番号

平成十九年六月十八日第二十五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字外野字裏四六四

一一、四六四一三、四六五一、四六

五一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷺宮町大字外野一八二番地

二 渡邊 武光

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年六月二十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年五月二十三日

第一八〇二二二一号

二 検査済証番号

平成十九年六月十三日

第一九〇〇四二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字赤沼字雷一六〇九、

一六一〇一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市神明町二丁目十二番十号

橋本 純一

その関係図面は、平成十九年六月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月二十二日

一 道路の種類 一般国道
 埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆
 二 路線名 百四十号
 三 道路の区域

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		区 間	九・二〇〇 十三・六〇〇	三八〇・五〇	備
		秩父郡長瀨町大字本野上字六道二八二番四地先から同郡同町 大字本野上字町六七八番地先まで	十一・三〇〇 十七・〇〇〇		交通安全施設整備工事

雑報

正誤

埼玉県建築審査会告示第一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第九十四条第三項の規定により、次のとおり公開による口頭審査を行う。
 平成十九年六月二十二日

埼玉県告示第八百七十三号(平成十九年五月二十九日第八百七十九号)中訂正

ページ 五七 四二 行 二 誤

一日時

埼玉県建築審査会会長 加村 啓二

ページ 表中 行 十一 指定年月日 前から十一

関係書類

平成十九年七月五日(木)

午後二時三十分から午後三時三十分まで

二 場所

さいたま市浦和区高砂三一一一四

埼玉県会館 七階七B会議室

三 件名

埼玉県建築審査会平成十九年(不)第一号事件

平成十九年三月二十三日

~~~~~

埼玉県告示第四百十六号(平成十九年三月十三日第八百五十七号)中訂正

|      |                                                              |
|------|--------------------------------------------------------------|
| 発行日  | 毎週<br>火曜日・金曜日                                                |
| 購読料金 | 一年四万三千四百円<br>(郵便料金を含む)                                       |
| 発行者  | 埼玉県<br>さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二二一(代表)                     |
| 印刷所  | 関東図書株式会社<br>さいたま市南区別所三一一一〇四八―八六一―二九〇二(代表)                    |
| 発行所  | 埼玉県会館<br>さいたま市浦和区高砂三一一一四                                     |
| 印刷所  | 〒330-0801 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二二一(代表)                  |
| 印刷所  | http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm |